

一般の民間企業における障害者の雇用状況の推移（各年6月1日現在）

(人)

	総計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
13年	252,870	221,705	31,165	—
18年	283,750.5	238,267	43,566	1,917.5
23年	366,199	284,428	68,747	13,024

平成13年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者

平成18年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

平成23年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、
身体障害者、知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（重度以外の身体障害者若しくは知的障害者又は精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

一般の民間企業における障害者の雇用状況の推移（各年6月1日現在）

(人)

	総計	身体障害者			知的障害者			精神障害者 計
		計	うち重度	うち非重度	計	うち重度	うち非重度	
13年	186,577	161,597	61,545	100,052	24,980	6,522	18,458	—
18年	206,840	171,721	69,360	102,361	35,119	9,680	25,439	2,189
23年	267,557	209,010	85,780	123,230	58,547	15,201	43,346	15,010

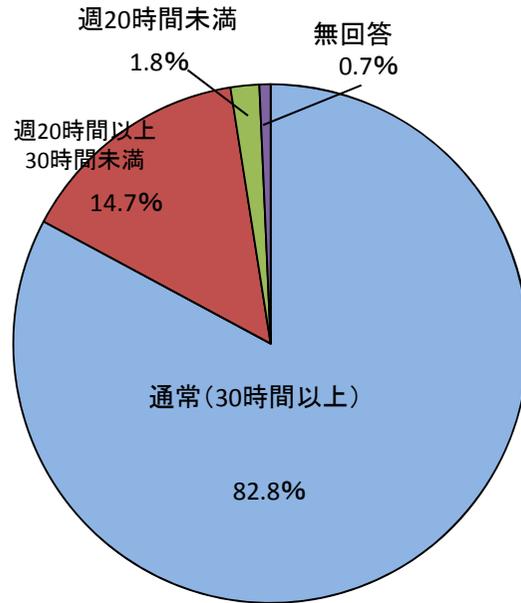
-4-

※ 障害者である労働者（就業時間20時間以上である短時間労働者を含む）の実人数

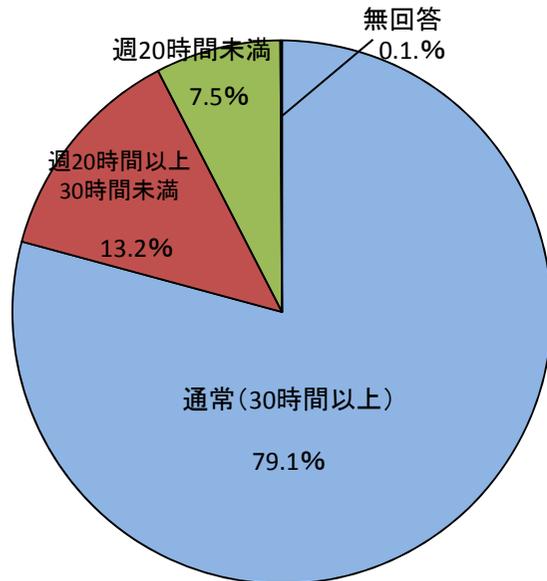
障害者の所定労働時間及び賃金の状況

【所定労働時間】

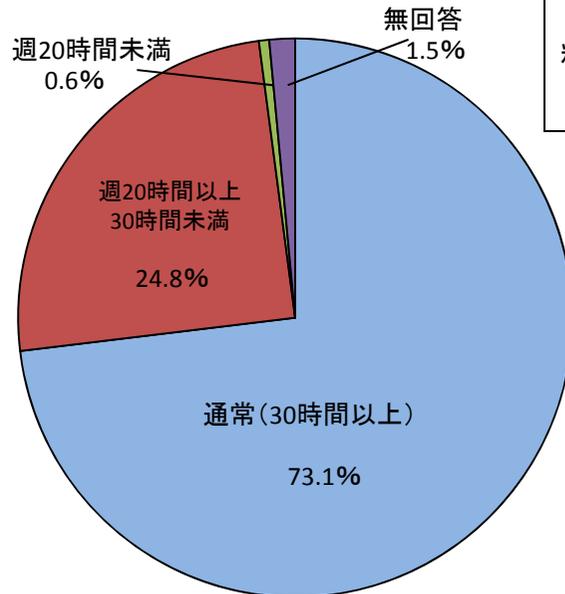
(身体:34.6万人)



(知的:7.3万人)



(精神:2.9万人)



【週所定労働時間別平均賃金】

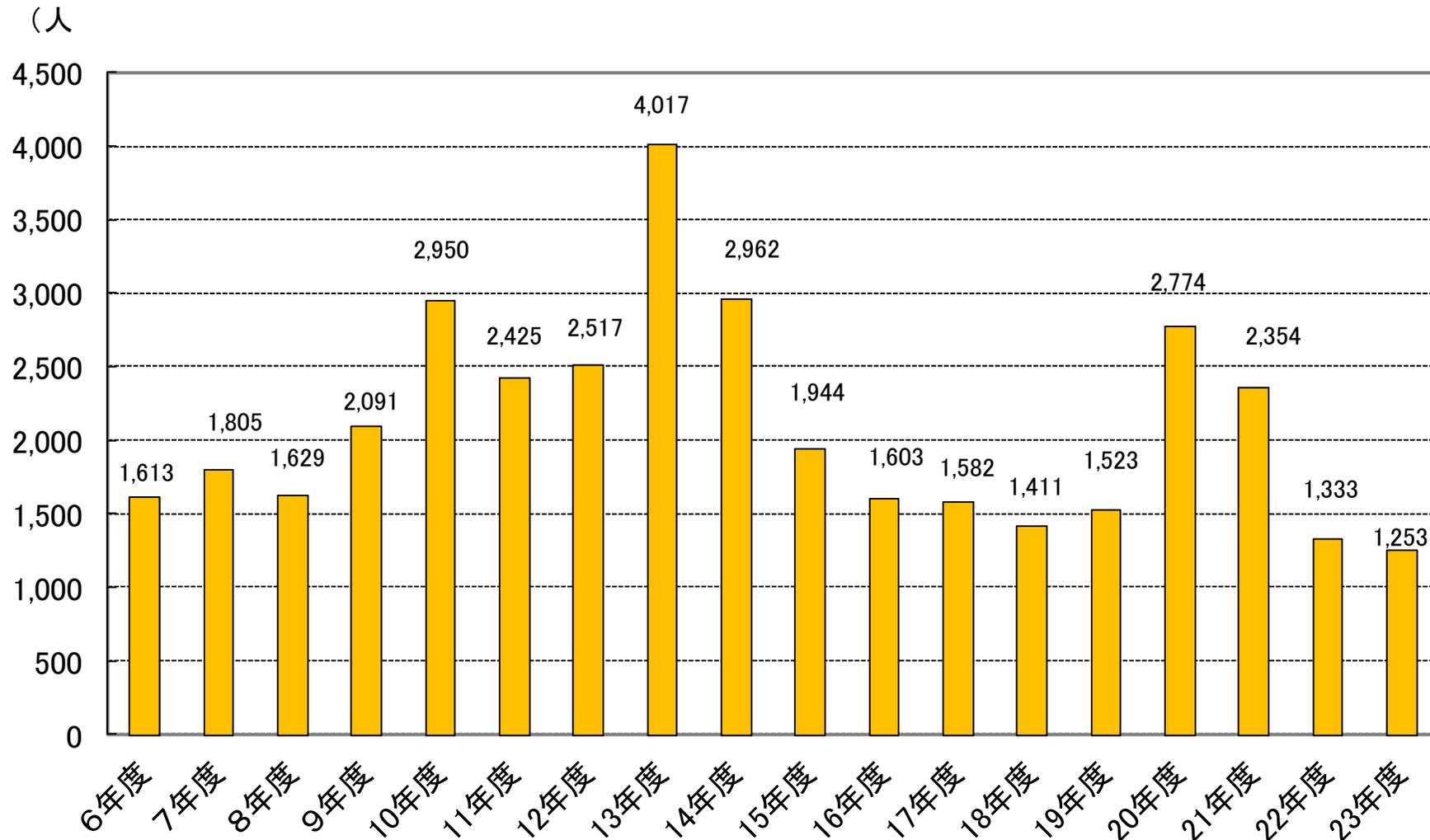
(単位:千円)

	平均	通常(30時間以上)	20時間以上30時間未満	20時間未満
身体	254	268	197	52
知的	118	124	83	40
精神	129	157	59	24

(平成20年度障害者雇用実態調査)

障害者の解雇数の推移

- 平成23年度、**障害者の解雇者数は1,253人**（対前年度差80人減、対前年度比6.0%減）。
全国集計を開始した平成6年度以降、過去最少。



（注） 障害者雇用促進法第81条第1項の規定により、ハローワーク所長に解雇届の届出のあったもの

障害者に対する就労支援の推進 ～平成24年度障害者雇用施策関係予算のポイント～

平成24年度予算額 **219 (218)億円**

※括弧書きは前年度予算額

I 雇用率達成指導の強化と地域の就労支援の強化

71 (67)億円

- ◆ ハローワークと福祉や教育等の関係機関の連携による「チーム支援」の推進や中小企業に重点を置いた雇用率達成指導の実施
- ◆ 身近な地域で、就業面と生活面の一体的な支援を行う「障害者就業・生活支援センター」の拡充・機能強化【設置箇所数 322センター → 327センター】
- ◆ ハローワーク紹介により短期間(3か月)の試行雇用を行う事業主に対し助成する「トライアル雇用」事業の推進【対象者 9,000人 → 9,200人】 等

II 障害特性や働き方に応じた支援策の充実・強化

29 (29)億円

- ◆ 障害特性に応じた総合的な雇用支援の実施
 - ◇ ハローワークにおいて、精神障害者へのカウンセリングや企業への意識啓発、就職後のフォローアップ等一貫した支援を行う「精神障害者雇用トータルサポーター」の配置
 - ◇ カウンセリングを行う専門家を雇うなど、精神障害者が働きやすい職場づくりを行う事業主に対する奨励金(「精神障害者雇用安定奨励金」)等の支給
 - ◇ 発達障害者や難病のある人を雇用し、適切な雇用管理等を行う事業主に対する助成(「発達障害者雇用開発助成金」/「難治性疾患患者雇用開発助成金」) 等
- ◆ ハローワークや労働局において精神障害者などを雇用する「チャレンジ雇用」の推進
- ◆ 在宅就業障害者への支援等を行う団体のうち、支援効果の高い取組を行う団体に対しての助成 等

III 障害者の職業能力開発支援の推進

55(56)億円

IV 障害者権利条約の批准に向けた障害者雇用対策の検討

11 (4)百万円

難病がある人の雇用支援施策

◎難病がある人を対象とした支援施策

(1) 難治性疾患患者雇用開発助成金

(平成21年度から実施)

難病のある人の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、難病のある人をハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を試行的に行う。

(2) 難病者の雇用管理に関する情報提供の実施

(平成19年度から実施)

「難病の雇用管理のための調査・研究事業」(平成16～18年度)の研究成果を踏まえ、疾患別の雇用管理ガイドライン等に関するサイトを作成し、就職活動や就業上の配慮についての情報提供を行う。

※(独)高齢・障害者雇用支援機構交付金

(3) 難病患者就労支援事業

(平成19年度から実施)

障害者の就労支援策を参考に都道府県及び難病相談・支援センターが中心となって、難病患者への就労支援事業を実施・評価することとし、国はその実施状況を各都道府県に還元し、各都道府県独自の取り組みを促進する。

(担当：健康局疾病対策課)

(4) 難病のある人の雇用管理の課題と雇用支援のあり方に関する研究

(平成21～22年度)

難病のある人の就労の現状と企業の雇用管理上の問題を把握・分析することにより、難病の多様性・個性性を考慮した上で、企業が安全かつ安定的に難病のある人を雇用するための雇用管理の条件を明らかにするとともに、雇用支援のあり方について研究を行う。

※(独)高齢・障害者雇用支援機構交付金

◎難病がある人が利用できる支援施策

(1) ハローワークにおける職業相談・職業紹介

個々の障害者に応じた、きめ細かな職業相談を実施するとともに、福祉・教育等関係機関と連携した「チーム支援」による就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を実施する。

併せて、ハローワークとの連携の上、地域障害者職業センターにおいて、職業評価、職業準備支援、職場適応支援等の専門的な各種職業リハビリテーションを実施する。

(2) 障害者試行雇用(トライアル雇用)事業の推進

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させ、常用雇用へ移行するため短期間の試行雇用を実施して、障害者雇用を推進する。

(平成24年度9,200人)

(3) ジョブコーチ支援の実施

地域障害者職業センター等に配置されているジョブコーチが障害者が職場に適應できるよう、職場に出向いて直接的・専門的支援を行うとともに、事業主や職場の従業員に対しても助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案する。

(4) 障害者就業・生活支援センター事業の拡充

雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関のネットワークを形成し、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所数を拡充する。

(平成23年度:322か所→24年度:327所)

(5) 障害者の自立支援と就業支援の効果的連携のための実証的研究

(平成20～22年度)

多様な障害を持つ本人の視点から、多様な職場と地域の自立支援と就業支援の取組を評価し、生活自立と職業生活実現に向けての課題状況との関係を実証的に明らかにし、最も効果的な職場づくりと地域連携のあり方の共通認識を確立し、分野を超え活用される、自立支援・就業支援ガイドブック(仮称)を開発する。

※(独)高齢・障害者雇用支援機構交付金

障害者雇用のための助成措置

- ① **障害者試行雇用
(トライアル雇用)事業**
 - ・ 障害者雇用への不安を解消するため、ハローワークの紹介により障害者に対し3か月の試行雇用を行う事業主に対し助成。障害者1人につき、月4万円の奨励金を支給。
- ② **精神障害者等
ステップアップ雇用**
 - ・ 精神障害者等を短時間就労から始め、仕事や職場への適応状況をみながら、就業時間を伸ばしていく「ステップアップ雇用」を実施した事業主に対し助成。精神障害者等1人につき月2万5千円の奨励金を支給。
- ③ **精神障害者雇用安定奨励金**
 - ・ カウンセリング等を行う専門家を雇うなど、新規雇用した精神障害者や在職中の精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対し、その費用の一部を助成。
- ④ **職場支援従事者配置助成金**
 - ・ ハローワーク等の紹介により重度知的障害者又は精神障害者を雇い入れ、職場支援従事者の配置を行う事業主に対し助成。
- ⑤ **特定求職者雇用開発助成金**
 - ・ ハローワーク等の紹介により障害者を雇用する事業主に対し助成。
- ⑥ **発達障害者雇用開発助成金**
 - ・ 発達障害者をハローワークの紹介により雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対し助成。
- ⑦ **難治性疾患患者雇用開発
助成金**
 - ・ 難病のある人をハローワークの紹介により雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対し助成。
- ⑧ **障害者初回雇用奨励金
(ファースト・ステップ奨励金)**
 - ・ 障害者雇用の経験がない中小企業で、初めて障害者を雇用した場合、100万円を支給。
- ⑨ **特例子会社等
設立促進助成金**
 - ・ 特例子会社または重度多数雇用事業所を設立し、障害者を10人以上雇用した場合に助成。
- ⑩ **重度障害者等多数雇用施設
設置等助成金**
 - ・ 重度障害者を多数雇い入れ、地域の障害者雇用の促進に資する取組に関する計画を提出し、当該計画が他の計画に比して著しく優れていると認められる事業主に対し、当該障害者のための施設設置等に要した費用の一部を助成。

問い合わせ先: ①、② ハローワーク / ③～⑩ ハローワーク、労働局

障害者雇用納付金制度に基づく助成金

障害者が作業を容易に行えるような施設の設置・整備を行った場合の助成措置

○ 障害者作業施設設置等助成金

障害者が作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設等(知的障害者等の作業能力に合わせた改造や安全装置の取り付けがなされた設備等)の設置・整備・賃借を行う事業主に支給(障害者1人につき上限450万円(作業施設の設置)等)

○ 障害者福祉施設設置等助成金

障害者である労働者の福祉の増進を図るため、障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設等の福利厚生施設の整備を行う事業主に支給(障害者1人につき上限225万円)

障害者を介助する者等を配置した場合の助成措置

○ 障害者介助等助成金

適切な雇用管理のために必要な介助者等の配置・委嘱を行う事業主に支給(職業コンサルタントの配置1人につき月15万円等)

通勤の配慮を行った場合の助成措置

○ 重度障害者等通勤対策助成金

障害者の通勤を容易にするための措置を行う事業主等に支給(通勤援助者の委嘱1人につき1回2,000円等)

職場適応援助者による援助を行った場合の助成措置

○ 職場適応援助者助成金

職場適応援助者による援助の事業を行う場合(福祉施設型)や、事業主が障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助を行う職場適応援助者の配置を行う場合(事業所型)に支給(日額14,200円等(福祉施設型)等)

能力開発を行った場合の助成措置

○ 障害者能力開発助成金

障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるための能力開発訓練事業を行う事業主等が、能力開発訓練のための施設・設備の整備を行う場合等に支給(上限2億円(施設設置)等)

問い合わせ先: 高齢・障害者雇用支援センター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)

職業リハビリテーションの実施体制の概要

障害者一人ひとりの特性に配慮した職業指導、職業紹介等の職業リハビリテーションを、医療・保健福祉・教育等の関係機関の連携のもとに実施。

1 公共職業安定所(ハローワーク)〔545カ所〕

就職を希望する障害者の求職登録を行い(就職後のアフターケアまで一貫して利用)、専門職員や職業相談員がケースワーク方式により障害の種類・程度に応じたきめ細かな職業相談・紹介、職場定着指導等を実施

2 障害者職業センター

- 障害者職業総合センター〔1カ所〕
高度の職業リハビリテーション技術の研究・開発、専門職員の要請等の実施
- 広域障害者職業センター〔2カ所〕
障害者職業能力開発校や医療施設等と密接に連携した系統的な職業リハビリテーションの実施
- 地域障害者職業センター〔各都道府県〕
障害者に対して、職業評価、職業指導、職業準備訓練、職場適応援助等の専門的な職業リハビリテーション、事業主に対する雇用管理に関する助言等を実施

3 障害者就業・生活支援センター (都道府県知事が指定した社会福祉法人、NPO法人等が運営) 〔316センター〕

障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施